

令和7年度 住之江中学校PTA臨時総会

令和7年10月20日(書面開催)

【議題】

来期PTA役員等の選出において、役割負担の軽減と学校選択制以前の規約のため、限定した区域の記載を削除したい。それに伴い住之江中学校PTA規約に関し、下記「新旧対照表」の下線部の内容の変更と削除を提案する。

住之江中学校 PTA規約 改正案 新旧対照表

	新	旧
第10条	この会の役員は、次のとおりとする。 ア 会長 <u>1名以上</u> 保護者 イ 副会長 若干名 保護者 ウ 会計 1名 保護者 エ 書記 1名 保護者または教職員	この会の役員は、次のとおりとする。 ア 会長 <u>1名</u> 保護者 イ 副会長 若干名 保護者 ウ 会計 1名 保護者 エ 書記 1名 保護者または教職員
第12条	役員の選出及び就任は、次のとおり行われる。 (1) 役員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)を次の方法によって選出する。 ア 保護者の中から <u>各学年2名選出する。</u> イ 教職員から <u>1名</u> 選出する。 ウ 学校長または教頭(1名)	役員の選出及び就任は、次のとおり行われる。 (1) <u>11名からなる</u> 役員候補者指名委員会(以下「指名委員会」という)を次の方法によって選出する。 ア 保護者の中から <u>次の6名を選出する。</u> <u>A 各学級の保護者は、互選により各小学校の区より各1名の学級代表を選出する。</u> <u>B 学級代表は、各学年別の会合し、各小学校区ごとの互選により1名を選出する。</u> イ 教職員から <u>2名</u> 選出する。 ウ <u>実行委員会の中から2名を選出する。</u> エ 学校長または教頭(1名)
第15条	この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。 <u>削除</u>	この会の経理を監査するために、会計監査委員会を置く。 <u>2 この委員会には委員会のほかほか2名の委員を置く。</u>
第20条	定期総会は、 <u>年1回以上開催する。</u> 臨時総会は会員の5分の1以上の要求があったときおよび会長が必要と認め実行委員会で承認されたときにこれを招集する。	定期総会は、 <u>年2回以上開催する。</u> 臨時総会は会員の5分の1以上の要求があったときおよび会長が必要と認め実行委員会で承認されたときにこれを招集する。
第23条	実行委員会の例会は年1回以上する。	実行委員会の例会は <u>通常毎月1回とする。</u>
第26条 (7)	地域安全委員 <u>削除</u>	(7) 地域安全委員 <u>(安立・敷津浦)</u>

《この件に関するお問い合わせ》

WEBフォーム

または

住之江中学校(06-6683-0001)